

乗員・セール・艇の変更に関する規定

1 陸上での変更の申告

1.1 乗員の変更

その日の出艇以前に乗員の変更が決定している場合は陸上本部へ申告すること。

1.2 セール及び艇の変更

その日の出艇以前の申告を除き、セール及び艇の変更は、重大な損傷が発生し、テクニカル委員会から変更の承認を得た場合を除きこれを認めない。

2 海上での変更の申告

2.1 乗員の変更

当該校のレスキュー艇は、変更をしようとするレースのスタート予告信号以前に交代を完了の上、そのレースのスタート信号後、速やかに、その旨を所定の用紙で海上本部へ提出すること。尚、提出の際は、レスキューフラッグを展開し、海上本部へ近づくこと。

2.2 セールの変更（スピンのみの変更を含む）

当該校のレスキュー艇は、その旨を海上本部又は運営レスキュー艇へ申告すること。レース委員会、又はテクニカル委員会は、該当するセールの損傷状態を判断の上、承認または拒否を指示する。承認した後の手続きは、「2.1 乗員の変更」に準ずるものとする。

2.3 艇の変更

当該校のレスキュー艇は、その旨を海上本部又は運営レスキュー艇へ申告すること。レース委員会、又はテクニカル委員会は、該当する艇の損傷状態を判断の上、承認または拒否を指示する。その後の書面による手続きは、陸上本部において、それぞれの帰着、出艇時に行うものとする。

3 責任の所在

レース委員会は、如何なる場合でも上記変更の完了が、レースに間に合うか否かの責任は負わない。

2018年4月改定